

予算決算委員会 厚生分科会 分科会長報告

厚生分科会に委嘱になりました部分について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

議案第 126 号、令和 6 年度横手市一般会計補正予算（第 8 号）について、主な質疑と答弁を申し上げますと、歳出 3 款、民生費では、「あつたか灯油助成拡大事業の対象者」、「第 4 次横手市地域福祉計画におけるひきこもり対策」についての質疑がありました。

4 款、衛生費では、「補聴器購入費助成金について、当初見込みより申請が多くなったための補正とのことだが、年間どの程度の申請見込みであったか」との質疑に対し、当局より、「当初 100 件を見込んでいたが、現在、月平均で 15 件程度の申請があり、今年度は 161 件の申請を見込んでいる」との答弁がありました。

これについて、委員より、「補聴器を購入し使用したものの、耳に合わないなどの理由で 5 年以内に買い替えをする場合は補助対象となるのか」との質疑があり、当局より、「要綱では申請は 1 回としている。なお、現在までそのような申請はない」との答弁がありました。

このほか、「予防接種健康被害救済制度の申請状況」、「補聴器購入費助成金の周知」についての質疑がありました。

本案について、討論はなく、起立採決の結果、出席者起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、報告を終わります。

よろしくご審議の程お願いいたします。

予算決算委員会 産業建設分科会 分科会長報告

産業建設分科会に委嘱になりました部分について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

はじめに、議案第 126 号、令和 6 年度横手市一般会計補正予算（第 8 号）について、主な質疑と答弁を申し上げますと、歳出 6 款、農林水産業費では、「農業経営支援事業に含まれる担い手への農地集積推進事業の成果について、どのように考えているか」との質疑に対し、当局より、「この事業は、国の機構集積協力金の交付を行っていたものである。農地中間管理機構の設立時に、この事業があったことによって急速に農地が集積したという事実からも一定の成果があったと考えている」との答弁がありました。

このほか、「今年度の不用額の見込み」についての質疑がありました。

7 款、商工費では、「えがおの丘について、隣接した土地に新たな施設が建設されている。えがおの丘を返還する場合は、その土地も返還になるものとするがどうか」との質疑に対し、当局より、「底地については、隣接した部分を含め全て市の土地となっている」との答弁がありました。

11 款、災害復旧費では、「農地農業用施設災害復旧事業について、農家の来年の春作業に支障がないようにするべきと考えるが、全て繰越明許費となるのか。議決後すぐに業者を確保するなど、冬のうちに工事をしないと間に合わないのではないか」との質疑に対し、当局より、「繰越明許費に全額計上しているが、場所によっては春作業に支障が出る場合があり、受益者や土地改良区と協議し、冬のうちに水路を直すなど年度内にできるところは早めに発注したいと考えている。なお、業者の確保については課題と捉えており、現在、県とも相談しながら発注の仕方について検討しているところである」との答弁がありました。

また、「大きな水路に関しては、春までに復旧が間に合わないことは分かる。今夏には上流の馬鞍地区にポンプ車を設置して水を流したという事例があったように、農家が困ることがないように対処するべきではないか」との質疑に対し、当局より、「大きな河川被害については、春までの完全復旧が難しい場合でも何らかの手立てを考える。土地改良区を含めて協議をし、支障がないように進めていきたい」との答弁がありました。

本案について、討論はなく、起立採決の結果、出席者起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 127 号、令和 6 年度横手市水道事業会計補正予算（第 2 号）及び議案第 128 号、令和 6 年度横手市下水道事業会計補正予算（第 2 号）の 2 件については、いずれも質疑、討論はなく、採決の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、報告を終わります。
よろしくご審議の程お願いいたします。

予算決算委員会 総務文教分科会 分科会長報告

総務文教分科会に委嘱になりました部分について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

議案第 126 号、令和 6 年度横手市一般会計補正予算（第 8 号）について、主な質疑と答弁を申し上げますと、第 3 表、債務負担行為補正では、「指定管理業務の債務負担行為補正の内容はどのようなものか」との質疑に対し、当局より、「燃料費、電気代、保守管理費など物価高騰により影響を受けている部分について、全ての指定管理施設の指定管理料の基準額を積算し直し、その中で増額となった施設について債務負担行為の補正を行うものである」との答弁がありました。

歳出 2 款、総務費では、「結婚新生活支援事業について、今回申請件数が当初予定を上回るための補正とのことだが、見込み件数はどのようなようになっていたのか。また、29 歳以下の申請の増減はどのような状況であるのか」との質疑に対し、当局より、「当初は 29 歳以下は 12 件、それ以外は 5 件と合わせて 17 件で積算していた。この制度において、翌年度継続申請という救済措置があり、令和 5 年度から継続申請される方 13 件分を補正するものである。また、29 歳以下の申請については、令和 5 年度は 20 件、今年度 10 月末時点で 5 件となっている」との答弁がありました。

また、「世帯所得の条件で該当しない方もいる。見直しなどは考えているか」との質疑に対し、当局より、「国の交付金制度に基づくため、現在の形で実施している。世帯所得については、どこまでが適正かどうかの判断がしづらい部分もあるが、いずれ少子化対策としての効果が期待できるものであれば、拡大という方向でも検討していきたい」との答弁がありました。

10 款、教育費では、「東かがやき教室への有資格者の配置予定」についての質疑がありました。

本案について討論はなく、起立採決の結果、起立全員により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、報告を終わります。
よろしくご審議の程お願いいたします。